

○ 経済産業省  
国土交通省 令第 号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第四号）の施行に伴い、並びに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二条第三号及び第二十八条の三第一項の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年 月 日

経済産業大臣 菅原 一秀  
国土交通大臣 赤羽 一嘉

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令

第一条 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年 経済産業省 令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という）。

）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

目次

第一章 (略)

第二章 特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅のエネルギー

消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準(第八条・第九条)

第二章の二 特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅の

エネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準(第九条の二・第九条の

三)

第三章 建築物エネルギー消費性能誘導基準(第十条―第十三条)

附則

(建築物エネルギー消費性能基準)

第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下「法」という。)第二条第三号の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

- 一 非住宅部分(法第十一条第一項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。)を有する建築物(複合建築物(非住宅部分及び住宅部分(同項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。))を有する建築物をいう。以下同じ。)を除く。第八条第一号第十号第一号において「非住宅建築物」という。) 次のイ又はロのいずれかに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

目次

第一章 (略)

第二章 住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅のエネルギー消

費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準(第八条・第九条)

第三章 建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準(第十条―第十三条)

附則

(建築物エネルギー消費性能基準)

第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下「法」という。)第二条第三号の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

- 一 非住宅部分(法第十一条第一項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。)を有する建築物(複合建築物(非住宅部分及び住宅部分(同項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。))を有する建築物をいう。以下同じ。)を除く。第八条第一号第十号第一号において「非住宅建築物」という。) 次のイ又はロのいずれかに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ 非住宅部分の設計一次エネルギー消費量（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量（一年間に消費するエネルギー（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第二条第一項に規定するエネルギーをいう。以下同じ。）の量を熱量に換算したものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）が、非住宅部分の基準一次エネルギー消費量（床面積、設備等の条件により定まる基準）となる一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。）を超えないこと。

ロ（略）

二 住宅部分を有する建築物（複合建築物を除く。以下「住宅」という。） 次のイ及びロに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ 次の(1)から(3)までのいずれかに適合すること。

(1) 次の(i)又は(ii)のいずれかに適合すること。

(i) 国土交通大臣が定める方法により算出した単位住戸（住宅部分の一の住戸をいう。以下同じ。）の外皮平均熱貫流率（単位住戸の内外の温度差一度当たりの総熱損失量（換気による熱損失量を除く。）を外皮（外気等（外気又は外気に通じる床裏、小屋裏、天井裏その他これらに類する建築物の部分）をいう。）に接する天井（小屋裏又は天井裏が外気に通じていない場合）は、屋根）、壁、床及び開口部並びに当該単位住戸以外の建築物の部分に接する部分をいう。以下(i)において同じ。）の面積で除した数値をいう。以下同じ。）及び冷房期（一年間のうち一日の最高気温が二十三度以上となる全ての期間をいう。以下同じ。）の平均日射熱取得率（日射量に対する室内に侵入する日射量の割合を外皮の面積により加重平均した数値をいう。以下同じ。）が、次の表の上欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄

イ 非住宅部分の設計一次エネルギー消費量（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量（一年間に消費するエネルギー（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第二条第一項に規定するエネルギーをいう。以下同じ。）の量を熱量に換算したものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）が、非住宅部分の基準一次エネルギー消費量（床面積、設備等の条件により定まる基準）となる一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。）を超えないこと。

ロ（略）

二 住宅部分を有する建築物（複合建築物を除く。第十条第二号において「住宅」という。） 次のイ及びロに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ 次の(1)又は(2)のいずれかに適合すること。

(1) 国土交通大臣が定める方法により算出した単位住戸（住宅部分の一の住戸をいう。以下同じ。）の外皮平均熱貫流率（単位住戸の内外の温度差一度当たりの総熱損失量（換気による熱損失量を除く。）を外皮（外気等（外気又は外気に通じる床裏、小屋裏、天井裏その他これらに類する建築物の部分）をいう。）に接する天井（小屋裏又は天井裏が外気に通じていない場合）は、屋根）、壁、床及び開口部並びに当該単位住戸以外の建築物の部分に接する部分をいう。以下(1)において同じ。）の面積で除した数値をいう。以下(1)において同じ。）及び冷房期（一年間のうち一日の最高気温が二十三度以上となる全ての期間をいう。以下(1)において同じ。）の平均日射熱取得率（日射量に対する室内に侵入する日射量の割合を外皮の面積により加重平均した数値をいう。以下(1)において同じ。）が、次の表の上欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる数値以下であること。

に掲げる数値以下であること。

地域の区分	外皮平均熱貫流率（単位 一平方メートル 度につきワット）	冷房期の平均日射熱取 得率
一	〇・四六	
二	〇・四六	
三	〇・五六	
四	〇・七五	
五	〇・八七	三・〇
六	〇・八七	二・八
七	〇・八七	二・七
八		三・二

(ii) 住宅（単位住戸の数が一であるものを除く。）の住棟単位外皮平均熱貫流率（(i)に規定する国土交通大臣が定める方法により算出した単位住戸の外皮平均熱貫流率の合計を単位住戸の数で除したものをいう。以下(ii)及び(2)(ii)において同じ。）及び住棟単位冷房期平均日射熱取得率（(i)に規定する国土交通大臣が定める方法により算出した単位住戸の冷房期の平均日射熱取得率の合計を単位住戸の数で除したものをいう。以下(ii)及び(2)(ii)において同じ。）が、次の表の上欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる数値以下であること。

地域の区分	住棟単位外皮平均熱貫流率（単位 一平方メ ートル一度につきワッ ト）	住棟単位冷房期平均日 射熱取得率
一	〇・四一	
二	〇・四一	
三	〇・四四	

地域の区分	外皮平均熱貫流率（単位 一平方メートル 度につきワット）	冷房期の平均日射熱取 得率
一	〇・四六	
二	〇・四六	
三	〇・五六	
四	〇・七五	
五	〇・八七	三・〇
六	〇・八七	二・八
七	〇・八七	二・七
八		三・二



るべき標準的な住宅であると認めるものをいう。以下同じ。）  
 の設計一次エネルギー消費量が、当該一次エネルギー消費量モ  
 デル住宅の基準一次エネルギー消費量を超えないこと。

(3) (略)

三 (略)

2 前項第二号イ(1)(i)及び(ii)の地域の区分は、国土交通大臣が別に定め  
 るものとする。

(住宅部分の設計一次エネルギー消費量)

第四条 第一条第一項第二号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費  
 量(住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。)及び同号ロ(2)  
 の一次エネルギー消費量モデル住宅の設計一次エネルギー消費量(住  
 宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。)並びに第三項各号の  
 単位住戸の設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値  
 (その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上  
 げる。)とする。

$$E_T = (E_H + E_C + E_V + E_L + E_W + E_S + E_M) \times 10^{-3}$$

この式において、 $E_T$ 、 $E_H$ 、 $E_C$ 、 $E_V$ 、 $E_L$ 、 $E_W$ 、 $E_S$ 及び $E_M$ は、そ  
 れぞれ次の数値を表すものとする。

$E_T$  設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきギガジ  
 ユール)

$E_H$  暖房設備の設計一次エネルギー消費量(単位 一年に  
 つきメガジュール)

$E_C$  冷房設備の設計一次エネルギー消費量(単位 一年に  
 つきメガジュール)

$E_V$  機械換気設備の設計一次エネルギー消費量(単位 一  
 年につきメガジュール)

$E_L$  照明設備の設計一次エネルギー消費量(単位 一年に  
 つきメガジュール)

$E_W$  給湯設備(排熱利用設備を含む。次項において同じ。

||

(2) (略)

三 (略)

2 前項第二号イ(1)の地域の区分は、国土交通大臣が別に定めるものと  
 する。

(住宅部分の設計一次エネルギー消費量)

第四条 第一条第一項第二号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費  
 量(住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。)及び第三項の  
 単位住戸の設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値  
 (その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上  
 げる。)とする。

$$E_T = (E_H + E_C + E_V + E_L + E_W + E_S + E_M) \times 10^{-3}$$

この式において、 $E_T$ 、 $E_H$ 、 $E_C$ 、 $E_V$ 、 $E_L$ 、 $E_W$ 、 $E_S$ 及び $E_M$ は、そ  
 れぞれ次の数値を表すものとする。

$E_T$  設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきギガジ  
 ユール)

$E_H$  暖房設備の設計一次エネルギー消費量(単位 一年に  
 つきメガジュール)

$E_C$  冷房設備の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につ  
 きメガジュール)

$E_V$  機械換気設備の設計一次エネルギー消費量(単位 一  
 年につきメガジュール)

$E_L$  照明設備の設計一次エネルギー消費量(単位 一年に  
 つきメガジュール)

$E_W$  給湯設備(排熱利用設備を含む。次項において同じ。

( ) の設計一次エネルギー消費量 (単位 一年につきメガジュール)

$E_s$  エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減量 (単位 一年につきメガジュール)

$E_M$  その他一次エネルギー消費量 (単位 一年につきメガジュール)

2 (略)

3 第一条第一項第二号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量 (住宅部分の単位住戸の数が一である場合を除く。以下この項において同じ。) 及び同号ロ(2)の一次エネルギー消費量モデル住宅の設計一次エネルギー消費量は、次の各号のいずれかの数値とする。

- 一 単位住戸の設計一次エネルギー消費量の合計と共用部分 (住宅部分のうち単位住戸以外の部分をいう。以下同じ。) の設計一次エネルギー消費量とを合計した数値
- 二 単位住戸の設計一次エネルギー消費量を合計した数値

4 第二条第一項及び第二項の規定は、前項第一号の共用部分の設計一次エネルギー消費量について準用する。

(住宅部分の基準一次エネルギー消費量)

第五条 第一条第一項第二号ロ(1)の住宅部分の基準一次エネルギー消費量 (住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。) 及び同号ロ(2)の一次エネルギー消費量モデル住宅の基準一次エネルギー消費量 (住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。) 並びに第三項各号の単位住戸の基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値 (その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。) とする。

$$E_{ST} = (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_M) \times 10^{-3}$$

この式において、 $E_{ST}$ 、 $E_{SH}$ 、 $E_{SC}$ 、 $E_{SV}$ 、 $E_{SL}$ 、 $E_{SW}$  及び  $E_M$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

( ) の設計一次エネルギー消費量 (単位 一年につきメガジュール)

$E_s$  エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減量 (単位 一年につきメガジュール)

$E_M$  その他一次エネルギー消費量 (単位 一年につきメガジュール)

2 (略)

3 第一条第一項第二号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量 (住宅部分の単位住戸の数が一である場合を除く。) は、単位住戸の設計一次エネルギー消費量の合計と共用部分 (住宅部分のうち単位住戸以外の部分をいう。以下同じ。) の設計一次エネルギー消費量とを合計した数値とする。

(新設)

4 第二条第一項及び第二項の規定は、前項の共用部分の設計一次エネルギー消費量について準用する。

(住宅部分の基準一次エネルギー消費量)

第五条 第一条第一項第二号ロ(1)の住宅部分の基準一次エネルギー消費量 (住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。) 及び第三項の単位住戸の基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値 (その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。) とする。

$$E_{ST} = (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_M) \times 10^{-3}$$

この式において、 $E_{ST}$ 、 $E_{SH}$ 、 $E_{SC}$ 、 $E_{SV}$ 、 $E_{SL}$ 、 $E_{SW}$  及び  $E_M$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_{ST}$	基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきギガジュール）
$E_{SH}$	暖房設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）
$E_{SC}$	冷房設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）
$E_{SW}$	機械換気設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）
$E_{SL}$	照明設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）
$E_{SW}$	給湯設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）
$E_M$	その他一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

2 (略)

3 第一条第一項第二号ロ(1)の住宅部分の基準一次エネルギー消費量（住宅部分の単位住戸の数が一である場合を除く。以下この項において同じ。）及び同号ロ(2)の一次エネルギー消費量モデル住宅の基準一次エネルギー消費量は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 住宅部分の設計一次エネルギー消費量を前条第三項第一号の数値とした住宅 単位住戸の基準一次エネルギー消費量の合計と共用部分の基準一次エネルギー消費量とを合計した数値
  - 二 住宅部分の設計一次エネルギー消費量を前条第三項第二号の数値とした住宅 単位住戸の基準一次エネルギー消費量を合計した数値
- 4 第三条第一項及び第二項の規定は、前項第一号の共用部分の基準一次エネルギー消費量について準用する。

第二章 特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び

$E_{ST}$	基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきギガジュール）
$E_{SH}$	暖房設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）
$E_{SC}$	冷房設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）
$E_{SW}$	機械換気設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）
$E_{SL}$	照明設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）
$E_{SW}$	給湯設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）
$E_M$	その他一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

2 (略)

3 第一条第一項第二号ロ(1)の住宅部分の基準一次エネルギー消費量（住宅部分の単位住戸の数が一である場合を除く。）は、単位住戸の基準一次エネルギー消費量の合計と共用部分の基準一次エネルギー消費量とを合計した数値とする。

- (新設) 一 住宅部分の設計一次エネルギー消費量を前条第三項第一号の数値とした住宅 単位住戸の基準一次エネルギー消費量の合計と共用部分の基準一次エネルギー消費量とを合計した数値
  - (新設) 二 住宅部分の設計一次エネルギー消費量を前条第三項第二号の数値とした住宅 単位住戸の基準一次エネルギー消費量を合計した数値
- 4 第三条第一項及び第二項の規定は、前項の共用部分の基準一次エネルギー消費量について準用する。

第二章 住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設置

び設備に関する基準

(特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準)

第八条 法第二十七条第一項の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に定める基準とする。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

- 一 特定建築主が令和二年度以降に新築する分譲型一戸建て規格住宅が、第一条第一項第二号イ(1)(i)に適合するものであること。
- 二 特定建築主が各年度に新築する分譲型一戸建て規格住宅に係る第一条第一項第二号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量の合計が、当該年度に新築する分譲型一戸建て規格住宅の特定建築主基準一次エネルギー消費量(床面積、設備等の条件により定まる特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅に係る基準となる一次エネルギー消費量をいう。次条において同じ。)の合計を超えないこと。

(特定建築主基準一次エネルギー消費量)

第九条 特定建築主基準一次エネルギー消費量は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 特定建築主が令和元年度までに新築する分譲型一戸建て規格住宅 次の式により算出した数値(その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。次号において同じ。)

$$E_{ST} = \{ (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.9 + E_M \} \times 10^{-3}$$

本条において、 $E_{ST}$ 、 $E_{SH}$ 、 $E_{SC}$ 、 $E_{SV}$ 、 $E_{SL}$ 、 $E_{SW}$ 及び $E_M$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_{ST}$  特定建築主基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきギガジュール)

備に関する基準

(住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準)

第八条 法第二十七条第一項の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に定める基準とする。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

- 一 住宅事業建築主が平成三十二年以降に新築する一戸建ての住宅が、第一条第一項第二号イに適合するものであること。
- 二 住宅事業建築主が各年度に新築する一戸建ての住宅に係る第一条第一項第二号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量の合計が、当該年度に新築する一戸建ての住宅の住宅事業建築主基準一次エネルギー消費量(床面積、設備等の条件により定まる、住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅に係る基準となる一次エネルギー消費量をいう。次条において同じ。)の合計を超えないこと。

(住宅事業建築主基準一次エネルギー消費量)

第九条 住宅事業建築主基準一次エネルギー消費量は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 住宅事業建築主が平成三十一年度までに新築する一戸建ての住宅 次の式により算出した数値(その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)

$$E_{ST} = \{ (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.9 + E_M \} \times 10^{-3}$$

本条において、 $E_{ST}$ 、 $E_{SH}$ 、 $E_{SC}$ 、 $E_{SV}$ 、 $E_{SL}$ 、 $E_{SW}$ 及び $E_M$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_{ST}$  住宅事業建築主基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきギガジュール)

- $E_{SH}$  第五条第一項の暖房設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)
- $E_{SC}$  第五条第一項の冷房設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)
- $E_{SW}$  第五条第一項の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)
- $E_{SL}$  第五条第一項の照明設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)
- $E_{SW}$  第五条第一項の給湯設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)
- $E_M$  第五条第一項のその他一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

二 特定建築主が令和二年度以降に新築する分譲型一戸建て規格住宅 次の式により算出した数値

$$E_{ST} = \{ (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.85 + E_M \} \times 10^{-3}$$

第二章の二 特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準

(特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準)

第九条の二 法第二十八条の三第一項の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に定める基準とする。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

- $E_{SH}$  第五条第一項の暖房設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)
- $E_{SC}$  第五条第一項の冷房設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)
- $E_{SW}$  第五条第一項の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)
- $E_{SL}$  第五条第一項の照明設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)
- $E_{SW}$  第五条第一項の給湯設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)
- $E_M$  第五条第一項のその他一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

二 住宅事業建築主が平成三十二年以降に新築する一戸建ての住宅 次の式により算出した数値(その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)

$$E_{ST} = \{ (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.85 + E_M \} \times 10^{-3}$$

(新設)

(新設)

- 一 特定建設工事業者が令和六年度以降に新たに建設する請負型規格住宅が、第一条第一項第二号イ(1)に適合するものであること。
- 二 特定建設工事業者が各年度に新たに建設する請負型規格住宅に係る第一条第一項第二号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量の合計が、当該年度に新たに建設する請負型規格住宅の特定建設工事業者基準一次エネルギー消費量(床面積、設備等の条件により定まる特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅に係る基準となる一次エネルギー消費量をいう。次条において同じ。)の合計を超えないこと。

(特定建設工事業者基準一次エネルギー消費量)

第九条の三 一戸建て住宅の特定建設工事業者基準一次エネルギー消費

量は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 特定建設工事業者が令和六年度以降に新たに建設する請負型規格住宅のうち一戸建ての住宅(次号に掲げるものを除く。) 次の式により算出した数値(その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。次号及び次項において同じ。)

$$E_{ST} = \{ (E_{SH} + E_{SC} + E_{ST} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.8 + E_M \} \times 10^{-3}$$

本条において、 $E_{ST}$ 、 $E_{SH}$ 、 $E_{SC}$ 、 $E_{SV}$ 、 $E_{SL}$ 、 $E_{SW}$ 及び $E_M$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- $E_{ST}$  特定建設工事業者基準一次エネルギー消費量(単位一年につきガジュール)
- $E_{SH}$  第五条第一項の暖房設備の基準一次エネルギー消費量(単位一年につきメガジュール)
- $E_{SC}$  第五条第一項の冷房設備の基準一次エネルギー消費量(単位一年につきメガジュール)
- $E_{SV}$  第五条第一項の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量(単位一年につきメガジュール)
- $E_{SL}$  第五条第一項の照明設備の基準一次エネルギー消費

(新設)

量(単位 一年につきメガジュール)

$E_{SW}$  第五条第一項の給湯設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

$E_M$  第五条第一項のその他一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

二 特定建設工事業者が令和六年度以降の年度であつて経済産業大臣及び国土交通大臣が定める年度以降に新たに建設する請負型規格住宅のうち一戸建ての住宅 次の式により算出した数値

$$E_{ST} = \{ (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.75 + E_M \} \times 10^{-3}$$

2 特定建設工事業者が令和六年度以降に新たに建設する請負型規格住宅のうち長屋又は共同住宅の特定建設工事業者基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値とする。

$$E_{ST} = \{ (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.9 + E_M \} \times 10^{-3}$$

3 前項の特定建設工事業者基準一次エネルギー消費量は、次の各号に掲げる長屋又は共同住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 住宅部分の設計一次エネルギー消費量を第四条第三項第一号の数値とした長屋又は共同住宅 単位住戸の特定建設工事業者基準一次エネルギー消費量の合計と共用部分の特定建設工事業者基準一次エネルギー消費量とを合計した数値

二 住宅部分の設計一次エネルギー消費量を第四条第三項第二号の数値とした長屋又は共同住宅 単位住戸の特定建設工事業者基準一次エネルギー消費量を合計した数値

4 第三条第一項及び第二項の規定は、前項第一号の共用部分の特定建設工事業者基準一次エネルギー消費量について準用する。この場合において、同条第一項中「 $E_{ST} = \{ (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) + E_M \} \times 10^{-3}$ 」とあるのは「 $E_{ST} = \{ (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times 0.9 + E_M \} \times 10^{-3}$ 」とする。

第三章 建築物エネルギー消費性能誘導基準

第三章 建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のため

に誘導すべき基準

(建築物エネルギー消費性能誘導基準)

第十条 法第三十条第一項第一号の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

- 一 非住宅建築物 次のイ及びロ（非住宅部分の全部を工場、畜舎、自動車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの（イ(1)において「工場等」という。）の用途に供する場合にあつては、ロ）に適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ (略)

ロ 次の(1)又は(2)のいずれかに適合すること。

- (1) 第一条第一項第一号イの非住宅部分の設計一次エネルギー消費量が、非住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量（床面積、設備等の条件により定まる建築物エネルギー消費性能誘導基準となる一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。）を超えないこと。

(2) (略)

二・三 (略)

(住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量)

第十二条 (略)

2 第十条第二号ロの住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量（住宅部分の単位住戸の数が一である場合を除く。以下この項において同じ

(建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準)

第十条 法第三十条第一項第一号の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

- 一 非住宅建築物 次のイ及びロ（非住宅部分の全部を工場、畜舎、自動車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの（イ(1)において「工場等」という。）の用途に供する場合にあつては、ロ）に適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ (略)

ロ 次の(1)又は(2)のいずれかに適合すること。

- (1) 第一条第一項第一号イの非住宅部分の設計一次エネルギー消費量が、非住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量（床面積、設備等の条件により定まる、建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準となる一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。）を超えないこと。

(2) (略)

二・三 (略)

(住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量)

第十二条 (略)

2 第十条第二号ロの住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量（住宅部分の単位住戸の数が一である場合を除く。）は、単位住戸の誘導基

。は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 住宅部分の設計一次エネルギー消費量を第四条第三項第一号の数値とした住宅 単位住戸の誘導基準一次エネルギー消費量の合計と共用部分の誘導基準一次エネルギー消費量とを合計した数値

二 住宅部分の設計一次エネルギー消費量を第四条第三項第二号の数値とした住宅 単位住戸の誘導基準一次エネルギー消費量を合計した数値

3 前条の規定は、前項第一号の共用部分の誘導基準一次エネルギー消費量について準用する。この場合において、同条中「 $E_{st}$ 」は「 $E_{st} = \{ (E_{sac} + E_{sv} + E_{sl} + E_{sw} + E_{sev}) \times 0.8 + E_m \} \times 10^{-3}$ 」と読み替へる。また「 $E_{st}$ 」は「 $E_{st} = \{ (E_{sac} + E_{sv} + E_{sl} + E_{sw} + E_{sev}) \times 0.9 + E_m \} \times 10^{-3}$ 」と読み替へる。

附則

(経過措置)

第二条 法第十九条第一項の規定による届出に係る住宅であつて、地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより第一条第一項第二号イに適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものについて、同号の規定を適用する場合には、当分の間、同号イの規定は、適用しない。

準一次エネルギー消費量の合計と共用部分の誘導基準一次エネルギー消費量とを合計した数値とする。

(新設)

(新設)

3 前条の規定は、前項の共用部分の誘導基準一次エネルギー消費量について準用する。この場合において、同条中「 $E_{st}$ 」は「 $E_{st} = \{ (E_{sac} + E_{sv} + E_{sl} + E_{sw} + E_{sev}) \times 0.8 + E_m \} \times 10^{-3}$ 」と読み替へる。また「 $E_{st}$ 」は「 $E_{st} = \{ (E_{sac} + E_{sv} + E_{sl} + E_{sw} + E_{sev}) \times 0.9 + E_m \} \times 10^{-3}$ 」と読み替へる。

附則

(経過措置)

第二条 法第十九条第一項の規定による届出に係る住宅であつて、法第二条第五号に規定する所管行政庁が地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより第一条第一項第二号イに適合させることが困難であると認めるものについて、同号の規定を適用する場合には、当分の間、同号イの規定は、適用しない。

第二条 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を次のように改正する。

次の表により、前条の規定による改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

(建築物エネルギー消費性能基準)

第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下「法」という。)(第二条第三号の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 (略)

二 住宅部分を有する建築物(複合建築物を除く。以下「住宅」という。)( 次のイ及びロに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ 次の(1)から(3)までのいずれかに適合すること。

(1) 次の(i)又は(ii)のいずれかに適合すること。

(i) 国土交通大臣が定める方法により算出した単位住戸(住宅部分の一の住戸をいう。以下同じ。)( の外皮平均熱貫流率(単位住戸の内外の温度差一度当たりの総熱損失量(換気による熱損失量を除く。)(を外皮(外気等(外気又は外気に通じる床裏、小屋裏、天井裏その他これらに類する建築物の部分(をいう。)(に接する天井(小屋裏又は天井裏が外気に通じていない場合)あつては、屋根)、壁、床及び開口部並びに当該単位住戸以外の建築物の部分に接する部分(をいう。以下(i)において同じ。)( の面積で除した数値をいう。以下(1)及び(2)において同じ。)(及び冷房期(一年間のうち一日の最高気温が二十三度以上となる全ての期間をいう。以下(1)及び(2)において同じ。)( の平均日射熱取得率(日射量に対する室内に侵入する日射量の割合を外皮の面積により加重平均した数値をいう。以下(1)及び(2)において同じ。)( が、次の表の上欄に掲

(建築物エネルギー消費性能基準)

第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下「法」という。)(第二条第三号の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 (略)

二 住宅部分を有する建築物(複合建築物を除く。以下「住宅」という。)( 次のイ及びロに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ 次の(1)から(3)までのいずれかに適合すること。

(1) 次の(i)又は(ii)のいずれかに適合すること。

(i) 国土交通大臣が定める方法により算出した単位住戸(住宅部分の一の住戸をいう。以下同じ。)( の外皮平均熱貫流率(単位住戸の内外の温度差一度当たりの総熱損失量(換気による熱損失量を除く。)(を外皮(外気等(外気又は外気に通じる床裏、小屋裏、天井裏その他これらに類する建築物の部分(をいう。)(に接する天井(小屋裏又は天井裏が外気に通じていない場合)あつては、屋根)、壁、床及び開口部並びに当該単位住戸以外の建築物の部分に接する部分(をいう。以下(i)において同じ。)( の面積で除した数値をいう。以下(1)及び(2)において同じ。)(及び冷房期(一年間のうち一日の最高気温が二十三度以上となる全ての期間をいう。以下(1)及び(2)において同じ。)( の平均日射熱取得率(日射量に対する室内に侵入する日射量の割合を外皮の面積により加重平均した数値をいう。以下(1)及び(2)において同じ。)( が、次の表の上欄に掲

げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる数値以下であること。

地域の区分	外皮平均熱貫流率（単位 一平方メートル 一度につきワット）	冷房期の平均日射熱取得率
(略)	(略)	(略)
八	一	六・七

(ii) 住宅（単位住戸の数が一であるものを除く。）の住棟単位外皮平均熱貫流率（(i)に規定する国土交通大臣が定める方法により算出した単位住戸の外皮平均熱貫流率の合計を単位住戸の数で除したものをいう。以下(ii)及び(ii)において同じ。）及び住棟単位冷房期平均日射熱取得率（(i)に規定する国土交通大臣が定める方法により算出した単位住戸の冷房期の平均日射熱取得率の合計を単位住戸の数で除したものをいう。以下(ii)及び(ii)において同じ。）が、次の表の上欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる数値以下であること。

地域の区分	住棟単位外皮平均熱貫流率（単位 一平方メートル 一度につきワット）	住棟単位冷房期平均日射熱取得率
(略)	(略)	(略)
八	一	二・八

2  
三  
ロ (略)  
口 (略)  
(2)・(3)  
(略)

げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる数値以下であること。

地域の区分	外皮平均熱貫流率（単位 一平方メートル 一度につきワット）	冷房期の平均日射熱取得率
(略)	(略)	(略)
八	一	三・二

(ii) 住宅（単位住戸の数が一であるものを除く。）の住棟単位外皮平均熱貫流率（(i)に規定する国土交通大臣が定める方法により算出した単位住戸の外皮平均熱貫流率の合計を単位住戸の数で除したものをいう。以下(ii)及び(ii)において同じ。）及び住棟単位冷房期平均日射熱取得率（(i)に規定する国土交通大臣が定める方法により算出した単位住戸の冷房期の平均日射熱取得率の合計を単位住戸の数で除したものをいう。以下(ii)及び(ii)において同じ。）が、次の表の上欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる数値以下であること。

地域の区分	住棟単位外皮平均熱貫流率（単位 一平方メートル 一度につきワット）	住棟単位冷房期平均日射熱取得率
(略)	(略)	(略)
八	一	二・四

2  
三  
ロ (略)  
口 (略)  
(2)・(3)  
(略)

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この省令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十一月十六日）から施行する。ただし、第二条の規定は、令和二年四月一日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この省令の施行の日前にこの省令による改正前の建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下「旧省令」という。）附則第二条の規定により所管行政庁が旧省令第一条第一項第二号イに適合させることが困難であると認めた住宅に対する同号イの適用については、なお従前の例による。